

宮城県春の交通安全県民総ぐるみ運動

4月6日から、「春の全国交通安全運動」に伴う、『宮城県春の交通安全県民総ぐるみ運動』が実施されます。

期間中、事業所（職域）において、それぞれの業務形態に応じた、交通安全教室（研修）を開催し、ご家庭では、通学路や通勤路の危険箇所の確認や交通安全について話し合うなどして、交通安全意識を高めましょう。

◇ 運動の期間

4月6日（月）から15日（水）までの10日間

※ 交通事故死ゼロを目指す日

4月10日（金）

◇ 運動の重点

- ① 通学路・生活道路における子どもを始めとする歩行者の安全確認
- ② 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
- ③ 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解遵守の徹底



□ 職域における運動の実施要領

- 事業所等の業務形態に対応した交通安全教室等の開催
- 飲酒運転・無免許運転・妨害運転(あおり運転)等による交通事故の実態及び悪質性・危険性の周知
- 二輪車乗車時の乗車用ヘルメットの正しい着用とペダル付き電動バイクの運転には運転免許が必要であることなどの正しい交通ルールの周知
- 職場内における広報啓発活動や職員による地域の交通安全啓発活動等への参加促進
- 横断歩道等における歩行者等優先義務の徹底と歩行者等に対する思いやりのある模範的な運転の実践
- 交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転の励行
- 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
- 安全運転管理者、運行管理者等による交通安全指導の徹底



4月10日 金は 「交通事故死 ゼロを目指す日」です

思いやり一つが、事故ゼロにつながる



1

通学路・生活道路における子どもを始めとする歩行者の安全確保



安全で安心な交通環境の実現

- 地域全体で通学路や生活道路における見守り活動を推進しましょう。
- 「ゾーン30プラス」の整備や通学路の点検など、人優先の安全・安心な通行空間を目指して対策を進めています。
- 令和8年9月1日から生活道路の法定速度が30 km/hに引き下げられます。

横断前に左右確認!



歩行者も交通ルールを守ろう

- 「歩きスマホ」やイヤホンで音楽を聴きながらの歩行は注意力が散漫になり、車の接近や周囲の状況に気づくのが遅れるので大変危険です。
- 横断歩道がある場所では横断歩道を利用し、ドライバーに横断する意思をしっかりと伝えて安全を確認してから渡りましょう。



2

「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上



ながらスマホゼロ! 飲酒運転ゼロ! みんなで守る命!

- スマホやカーナビを操作しながらの運転は注意力を奪い、重大事故の原因になります。運転に集中しましょう。
- 飲酒運転やあおり運転は危険で悪質な犯罪です。わずかな飲酒でも判断力や注意力が鈍り、事故の危険が高まるため、飲酒後の運転は禁止です。



歩行者優先意識の徹底

- 横断歩道に歩行者がいないことが明らかな場合を除き、横断歩道の手前で停止できる速度で進まなければなりません。
- 横断歩行者がいる場合は必ず一時停止をして、歩行者に道を譲りましょう。



横断歩道では思いやりの心を忘れずに!

3

自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底



ヘルメット着用を徹底しよう!

- 自転車や特定小型原動機付自転車を利用する際は、頭部を守るためヘルメットの着用が重要です。
- ヘルメットの正しい着用は命を守る第一歩であり、万が一の事故の際に被害を大きく減らす効果があります。



自転車や特定小型原動機付自転車に乗る前に、 交通ルールを理解しよう

- 自転車、特定小型原動機付自転車は車両に分類されており、道路（車道）の左側の端に寄って通行することが原則です。
- 16歳以上の自転車の運転者による一定の交通違反に対して交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）が適用されます。

自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

春の全国交通安全運動

令和8年4月6日(月)～4月15日(水)まで